

日本地域経済学会 自由論題賞規程

第1条（名称と目的）

日本地域経済学会全国大会の自由論題報告部門における報告が優れ、今後の研究の発展が期待される若手研究者を顕彰するために、日本地域経済学会自由論題賞（以下、論題賞）を設ける。論題賞は、常勤研究職（任期付き教員を含む）の経験を有する者と、大学院生や非常勤講師など常勤研究職の経験がない者とに分ける。前者の名称は「自由論題賞」、後者の名称は「自由論題奨励賞」とする。

第2条（審査対象）

論題賞対象者は、本学会全国大会の自由論題報告会にて報告した者のうち、審査対象資格（第4条）に該当し、本人から審査希望の申し出のあった会員とする。なお、審査を希望する者は、学会事務局の求めに応じ、報告関連資料を事前に学会理事長に提出しなければならない。

第3条（受賞者の数）

受賞者数はいずれも若干名とするが、該当者がいない場合もある。

第4条（審査対象者の資格）

審査対象者の資格は、全国大会・通常総会時点で満2年以上連続して本学会に在籍する若手研究者で、原則として研究歴20年以内の会員であることとする。

第5条（審査委員会）

論題賞の選考のために、論題賞審査委員会（以下、審査委員会）を設ける。

- (1) 審査委員会は、本学会顕彰委員会が兼ねる。
- (2) 審査委員に不足が生じる場合、本学会会長が会員の中から審査委員を選任することができる。
- (3) 審査委員会の委員長は、顕彰委員会の委員長が兼ねる。審査委員会は、必要に応じて自由論題座長等を臨時委員として追加できるものとし、臨時委員は、審査委員会の推薦により会長が委嘱する。
- (4) 審査委員会の任期は、顕彰委員会の任期に準ずるものとする。なお臨時委員の任期は当該大会期間限りとする。

第6条（審査結果の公表と表彰）

審査委員は、自由論題報告会に参加し、報告内容を審査し、審査委員会を開催して厳正な協議を行い、論題賞受賞者を決定する。決定後は、下記の事項について、大会中に審査結果を公表し、表彰を行う。

- ① 受賞する会員氏名と報告名
- ② 受賞理由
- ③ その他

第7条（規程の改正）

本規程の改定は、理事会において行い、総会に報告する。

本規程は、2023年11月11日から施行する。

[2019年12月7日一部改正]

[2023年11月11日一部改正]